

# 富山県南砺市集中改革プラン

(介護福祉支援センター)

計画期間（平成17年度～平成21年度）

# 南砺市介護福祉支援センター「集中改革プラン」

## 第1章 介護福祉支援センターの背景

### 1. 経緯と現状

南砺市介護福祉支援センターは、平成16年11月1日富山県の南西部に位置する4町4村が合併し、「南砺市」が誕生したことに伴い、合併前の町村が住民に対する介護及び福祉サービスの一環として運営してきた介護保険サービス事業所を統括管理運営する目的のため、新しく設置した事業部門(センター)です。

介護福祉支援センターは、合併前の井波町において、「井波町の福祉の拠点」として設置された「井波町地域福祉支援センター」が前身となっています。

井波町地域福祉支援センターには、福祉・医療事務事業を担当する行政機関の「地域福祉課」、福祉サービスの相談と調整及び介護ケアプランを担当する「在宅介護支援センター」、看護・リハビリを提供する「訪問看護ステーション」、福祉・介護の訪問介護を提供する「ホームヘルプステーション」の四部門があり、井波町を中心とした「在宅介護」の拠点として活動していました。

合併に伴い、福祉・医療事務事業を担当する行政機関である「地域福祉課」は、新たに設置された民生部福祉課に引き継がれ、旧町村が直営事業として運営していた「介護福祉サービス事業」の拠点として位置付けられ、「在宅介護支援センター」、「訪問看護ステーション」、「ホームヘルプステーション」、「デイサービスセンター」、「生活支援ハウス」の四事業活動を展開しています。

合併前の町村が行政として運営していた介護保険サービス事業は次のとおりとなっています。

旧町村名	活動拠点	主な介護・福祉サービス事業
井波町	井波町地域福祉支援センター	在宅介護支援センター(兼、居宅介護支援事業所) 訪問看護、訪問介護(ホームヘルプ)
平 村	平村高齢者生活福祉センター「つつじ荘」	在宅介護支援センター(兼、居宅介護支援事業所) デイサービス、訪問介護(ホームヘルプ)
上平村	上平デイサービスセンター	デイサービス、居宅介護支援事業所
	上平村	訪問介護(ホームヘルプ)
利賀村	利賀村高齢者生活福祉センター「ネイピア喜楽」	デイサービス、訪問介護(ホームヘルプ)
井口村	井口村デイサービスセンター	デイサービス

また、これらの介護保険サービス事業所については、事業の運営に関し、合併協議を進める段階から、事業の体制強化、運営強化及び方針の検討がされ、平成16年11月1日の合併時

に現在の体制を確立し、今日に至っています。

なお、現在の体制は次のとおりである。基本的な方針は、合併前の事業を引き続き実施するものとし、統合できる部門は統合し、廃止できる部門は廃止する方針となっています。

旧町村名	事業所名(平成16年11月1日以降)	方針
井波町	井波在宅介護支援センター	存続(行政直営)し、井波・井口地域を担当
	井波ホームヘルプステーション	存続(行政直営)
	井波訪問看護ステーション	存続(行政直営)
平村	五箇山在宅介護支援センター	存続(行政直営)し、平・上平・利賀地域を担当
	平デイサービスセンター	存続(行政直営)
	平生活支援ハウス	存続(行政直営)
	五箇山ホームヘルプステーション	存続し、五箇山ホームヘルプステーションに統合し、南砺市社会福祉協議会へ業務委託
上平村	上平デイサービスセンター	存続(行政直営)
	五箇山ホームヘルプステーション	存続し、五箇山ホームヘルプステーションに統合し、南砺市社会福祉協議会へ業務委託
利賀村	利賀デイサービスセンター	存続し、南砺市社会福祉協議会へ業務委託
	利賀生活支援ハウス	存続し、南砺市社会福祉協議会へ業務委託
	五箇山ホームヘルプステーション	存続し、五箇山ホームヘルプステーションに統合し、南砺市社会福祉協議会へ業務委託
井口村	井口デイサービスセンター	存続(行政直営)
	井口村ホームヘルプ	廃止。事業は井波ホームヘルプステーションが引き継ぐ

これらの事業所が、合併前の町村において、介護保険サービス事業所として運営されてきた背景は、個々により異なっているが、主な背景は次のとおりとなっています。

#### ■山間地における自前サービスの確保

合併前の平村(平地域)、上平村(上平地域)、利賀村(利賀地域)がこれに該当します。

これらの地域は、山間地(へき地・過疎地)に位置し、地域内人口は少なく、高齢化率は高く、民間や法人等の地域への進出も見込めない地域となっています。

また、地域外の介護保険サービスを利用するには地理的に不都合な地域です。

◎平成17年4月1日現在人口等

地域名	総人口	65歳以上人口	高齢化率	介護認定者数			
				在宅	施設	計	在宅率
平	1,364	541	39.7%	55	14	69	79.7%
上平	832	260	31.3%	31	2	33	93.9%
利賀	884	314	35.5%	30	10	40	75.0%

■平地における自前サービスの確保

合併前の井口村(井口地域)がこれに該当します。

この地域は、平地に属し、近接する井波町、福野町、福光町、城端町には、民間や法人等の介護保険サービスは存在している状態であったが、地域内の住民がより身近な所でサービスを利用できることに配慮するため、サービス事業所を設置したものです。

◎平成17年4月1日現在人口等

地域名	総人口	65歳以上人口	高齢化率	介護認定者数			
				在宅	施設	計	在宅率
井口	1,373	359	26.1%	32	7	39	82.1%

■医療福祉連携型のサービスの確保

合併前の井波町(井波地域)がこれに該当します。

この地域は、地域医療を推進する中核の医療機関として、南砺市民病院(前公立井波総合病院)があり、急性期医療が終了し、介護が必要な状態になった場合、安心して住みなれた地域で少しでも長く生活をおくることができる医療と福祉の連携による包括的継続的ケア体制を確保するために各種の介護保険サービスを整備した地域です。

◎平成17年4月1日現在人口等

地域名	総人口	65歳以上人口	高齢化率	介護認定者数			
				在宅	施設	計	在宅率
井波	10,049	2,843	28.3%	224	118	342	65.5%

■参考(その他の地域、福野・城端・福光地域)

介護福祉支援センターの関係事業所以外の地域である福野地域・城端地域・福光地域については、民間や法人等による介護保険サービスの提供がされており、行政によるサービス展開は無い地域です。

◎平成17年4月1日現在人口等

地域名	総人口	65歳以上人口	高齢化率	介護認定者数			
				在宅	施設	計	在宅率
福野	14,702	3,701	25.2%	289	174	463	62.4%
城端	9,614	2,879	29.9%	195	145	340	57.4%
福光	20,162	5,527	27.4%	380	228	608	62.5%

## 第2章 事業運営の基本方針

### 1. 計画策定の趣旨

今日、分権型社会システムへの転換が求められ、地方公共団体においては、人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会情勢の変化に一層適切に対応することが求められています。

このため、平成 17 年 3 月 29 日総務省において、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が策定され、地方公共団体においては、この指針を参考に、より一層の積極的な行政改革の推進が必要となっています。

この「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」では、積極的な行政改革の推進に努め、簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備を積極的に推進する観点から、集中改革プラン及び改革の推進状況について、住民に公表することとしています。

以上のことから、南砺市介護福祉支援センター「集中改革プラン」を策定します。

### 2. 計画策定の期間

集中改革プランの計画期間は、平成 17 年度から平成 21 年度の5箇年計画とします。

### 3. 介護福祉支援センターを取り巻く情勢変化

今日、介護福祉支援センターを取り巻く情勢は大きく変化しています。その主な変化は次のとおりです。

#### (1)平成 17 年 10 月の介護保険制度の改正

- ・ 利用者負担額の変更に伴う、施設の居住費(居室費と光熱水費)及び食費(食材料と調理費)の利用者負担強化

#### (2)平成 18 年 4 月の介護保険制度の改正

- ・ 要介護及び要支援者の増加を防止のための各種予防支援事業の展開が必須
- ・ 要介護認定区分を「要支援 1～2、要介護 1～5 の7区分」に拡大
- ・ 介護サービス区分を「予防給付サービス」と「介護給付サービス」に明確化
  - 要支援 1～2→予防給付サービス
  - 要介護 1～5→介護給付サービス
- ・ 新規要介護認定調査の実施者が変更。市町村の責任において実施(市町村が実施)
- ・ 民間、法人等の居宅介護支援事業所は、新規要介護認定調査は不可。
- ・ 市町村(保険者)が「地域包括支援センター」を設置し、新予防給付のケアプランを作成
  - 要支援 1～2→地域包括支援センターが担当
  - 要介護 1～5→居宅介護支援事業所が担当
- ・ 65 歳以上高齢者の 5%程度と想定した「虚弱高齢者(ハイリスク)」に対する「地域支援事業」を地域包括支援センターが展開
- ・ 要介護 1～5、要支援 1～2、虚弱高齢者(ハイリスク)以外の高齢者(ポピュレーション)に対する地域支援事業等の福祉サービスも地域包括支援センターが展開
- ・ 地域包括支援センターの活動に保健師の参画を定義するとともに、保健センターとの連携

を強化するよう明示

- ・ 市町村の実施していた国庫補助対象の福祉サービスの財源を限定又は縮小。国庫補助事業スタイルを介護保険事業スタイルに変更

(3)平成 21 年 4 月の介護保険制度に含み

- ・ 障害者支援費制度を平成 21 年 4 月から介護保険制度に包括の可能性  
第 2 号被保険者の拡大し、満 20 歳以上へ(財源の確保)

(4)老人福祉サービスの変更

- ・ 在宅介護支援センター制度の廃止し、地域包括支援センターの機能強化
- ・ 国庫補助事業「介護予防生活支援事業」の対象事業縮小、限定へ
- ・ 国庫補助事業の補助財源の廃止及び財源移譲、市町村一般財源の実質的拡大

(5)市町村施設の「指定管理者制度」の導入→民間等の活用

(6)地域包括支援センターの設置と機能強化

平成 18 年 4 月以降、介護保険改正や福祉制度の改正により、新たに設置する「地域包括支援センター」の機能の強化が必要となっています。

これは、平成 12 年 4 月にスタートした介護保険制度の利用該当者及び介護サービス給付額の大幅な増加が起因するものであり、この原因は、介護サービス利用の推進が市町村(保険者)から民間・法人等介護サービス提供者が無秩序に利用者の増加を図り、かつ、必要以上の介護サービスを提供しているとしています。

このため、自立した高齢者が虚弱高齢者へ、虚弱高齢者が要支援高齢者へ、要支援高齢者が要介護高齢者へ状態悪化(変化)することを防止するため、「予防対策」を確実に実施するため、「地域包括支援センター」を設置し、高齢者を継続的・包括的にフォローできる体制の確立を図るものであり、地域包括支援センターに課せられた事務事業は大きなものとなっています。

南砺市における地域包括支援センターは、「平成 18 年 4 月に1箇所設置する。」とし、市内の福祉介護の拠点的役割を果たす計画となっています。しかし、地域包括支援センターの抱える区域が市内全域と広範囲になり、本来果たすべき機能が発揮されるか否かという課題が残っています。

これらの課題の解決を図るため、早期に地域包括支援センターの設置数を増加させる必要があり、今後の介護サービスを展開するために設定した「地域生活圏(3箇所)」に最低1箇所設置し、相談機能を始めとした地域福祉の拠点として整備することが必要となっています。

地域包括支援センターを、平成 21 年 4 月(3年後)を目標に、地域生活圏に各1箇所設置することが重要な課題となっています。

地域包括支援センターに配置する職種として、「社会福祉士」「保健師」「主任ケアマネジャー」を指定しています。ただし、当分の間、これら職種の代替として「社会福祉士→社会福祉主事(福祉業務の経験あり)」、「保健師→看護師(福祉業務の経験あり)」などとしています。

南砺市において、地域包括支援センターに必要とする社会福祉士は、介護福祉支援センターの在宅介護支援センター及びデイサービスセンターに現在4人が配置されている他、南砺市民病院や公立南砺中央病院のソーシャルワーカーとして配置されている程度であり、今後の社会福祉士の確保が重要な課題となっています。

社会福祉士を新規に採用する方法も将来的に人材を育成するものとして計画的に採用育成を図る必要がありますが、この職に課せられた機能を最大限に発揮するためにも、経験豊かな人材の活用が最優先される状況となっています。

以上のことから、介護福祉支援センターが抱える経験ある人材の活用と地域包括支援センターの充実を最大の最優先とし、介護福祉支援センターの今後の展開を検討する必要があります。

#### 4.介護福祉支援センターの事務・事業の再編・整理、廃止・統合に関する計画

介護福祉支援センターの事業所別の検討は、次のとおりである。

##### (1) 在宅介護支援センターのあり方についての検討

###### 【現状】

- ・ 行政が運営している在宅介護支援センターは、2箇所(井波・五箇山)あり、地域型在宅介護支援センターとして活動しています。
- ・ 2箇所の在宅介護支援センターは、指定居宅介護支援事業所を併設して運営しており、地域住民のケアプラン作成を担当しています。
- ・ 井波在宅介護支援センターのケアプラン件数は、300件を超え、件数では南砺市における指定居宅介護支援事業者の中心的存在となっています。また、職員の資格もケアマネジャー資格の他、社会福祉士・精神保健福祉士・看護師・介護福祉士等の資格を有しています。
- ・ 五箇山在宅介護支援センターは、平・上平・利賀地域の中心的な指定居宅介護支援事業所であり、民間等の進出が見込めない山間地の重要拠点となっています。職員は、保健師・介護福祉士等の資格を有しています。しかし、地域の要支援、要介護認定者の増加に伴うケアプラン作成量の増加に対応するためには、ケアマネジャーの絶対的不足が重要課題となっています。

###### 【目標】

- ・ 五箇山在宅介護支援センターは、五箇山地域(平・上平・利賀)の福祉拠点として、平成18年4月に新たに設置予定の「平保健センター」と統合するとともに、平診療所・上平診療所・利賀診療所と連携を強化し、「福祉-保健-医療」の連携体制を図ります。
- ・ 五箇山在宅介護支援センターは、五箇山地域(平・上平・利賀)の居宅介護支援事業所として、地域のケアプラン担当を積極的に展開します。
- ・ 井波在宅介護支援センターは、現在の果たす居宅介護支援事業所としての機能を図るとともに、地域の民間又は法人による居宅介護支援事業所の展開や充実を支援し、現在担当するケアプラン数の減少化と他事業所へのケアプラン移行を検討します。
- ・ 18年度介護保険制度等の改正に合わせ、2箇所の在宅介護支援センターの職員が有する資格と知識を最大限に活用できる方策を図るとともに、職員の知識、技術の向上を図り、地域の介護サービスと福祉サービスの充実を図る担い手とします。
- ・ 介護保険制度改正に合わせ、平成18年4月に南砺市では、地域包括支援センターを1箇所設置する計画となっています。また、南砺市を3箇所の生活圏域に区分し、地域住民に対

して介護及び福祉サービスの推進を図ることから、平成21年度までに生活圏域ごとに設置予定の圏域地域包括支援センターの担い手となるよう計画します。

- 平成21年度を目標に、3生活圏域に設置される「圏域地域包括支援センター」と「指定居宅介護予防支援事業所」及び「指定居宅介護支援事業所」の配置、活動内容及び職員数等を検討し、地域住民に包括的・継続的な介護と福祉のサービスを図ります。

**【効果】**

- 地域住民に対して、包括的・継続的な介護と福祉サービスの提供や相談等を行い、効率的な支援をします。

**【スケジュール】**

年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
調査・準備	—————▶				
実施					.....▶

(2) デイサービスセンターのあり方についての検討

**【現状】**

- 行政が運営しているデイサービスセンターは、4箇所(平・上平・利賀・井口)あり、その内、直営は3箇所(平・上平・井口)、委託は1箇所(利賀)となっています。委託先は南砺市社会福祉協議会となっています。
- 利賀デイサービスセンターは、南砺市が設置し、南砺市社会福祉協議会に運営を委託しています。
- 4箇所のデイサービスセンターの定員と平均介護保険利用者数は、平デイ(定員 20 名→利用 15 名)、上平デイ(定員 14 名→利用 7.5 名)、井口デイ(定員 20 名→利用 15 名)、利賀デイ(定員 15 名→利用 7.0 名)となっていますが、利用率は 75%~60%と低い状態となっています。
- デイサービスセンターの人員配置は、合併前の人員配置数であり、施設の定員に対して不均衡な状態となっています。職員の配置数及び正職員と臨時・嘱託職員の割合等、今後検討すべき課題となっています。
- 山間地のデイサービスセンターの実利用については、地域の在宅の介護認定者数の多く(約 90%)が利用している実態となっていますが、1人当たりの利用回数が平地のデイサービスセンターに比べて少ない傾向にあり、利用の増加対策が必要となっています。利用増加のため、ケアプランの充実と地域住民の理解を図ることが課題となっています。

**【目標】**

- 18年度介護保険制度等の改正に合わせ、要支援1及び2の利用者に新予防給付事業(筋力向上等)を実施できる体制と職員の資質向上を図ります。
- デイサービスセンターは、施設運営に占める職員人件費割合が高いことから、施設定員に見合った人員配置をするとともに、職員の正職員と臨時・嘱託職員の配置割合を検討し、適正配置を平成 18 年度から図ります。

- ・ 平デイサービスセンターの給食調理を平成 18 年度から民間委託に移行します。
- ・ 施設の運営については、民間及び法人等による指定管理者制度の導入を平成20年4月から実施するよう推進します。

【効果】

- ・ 職員の適正配置により、調理の民間委託の実施により、デイサービス事業運営費の縮減を図ります。
- ・ 指定管理者制度の導入により、民間及び法人等の運営のノウハウを活用し、営業時間及び営業日数の拡大(土曜日運営等)など、地域の利用者サービスの向上を期待できます。

【スケジュール】

年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
調査・準備					
・職員配置	→				
・調理委託	→				
・指定管理者		→	→	→	→
実施					
・職員配置		→	→	→	→
・調理委託		→	→	→	→
・指定管理者				→	→

(3) ホームヘルプステーションのあり方についての検討

【現状】

- ・ 井波ホームヘルプステーションは、利用者数は約55人で、主に井波地域を中心に活動し、井口・福野・城端地域や砺波市庄川町の利用があります。職員は常勤3人(正職員2人、臨時職員1人)と登録ヘルパー7人であり、資格は介護福祉士1人、ヘルパー1級1人、ヘルパー2級8人となっています。
- ・ 五箇山ホームヘルプステーションは、南砺市が設置し、南砺市社会福祉協議会に運営を委託しています。利用者数は約20人で平・上平地域がその多くを占めています。なお、利賀地域の利用者は1人となっています。職員は常勤3人(社会福祉協議会正職員2人、臨時職員1人)と登録ヘルパー8人(上平地域)であり、資格はヘルパー2級9人、ヘルパー3級3人となっています。
- ・ 井波ホームヘルプステーションの実施事業は、介護保険訪問介護、身体及び知的障害者居宅介護、精神障害者ホームヘルプ、自立高齢者ホームヘルプを実施しています。
- ・ 五箇山ホームヘルプステーションは、介護保険訪問介護を実施していますが、身体及び知的障害者居宅介護、精神障害者ホームヘルプ、自立高齢者ホームヘルプは実施していません。五箇山地域において派遣要望があった場合対応できる体制の確保と職員の資質向上が課題となっています。
- ・ 介護サービス事業の従事者については、厚生労働省は「量から質の時代」へ転換を計るた

め、平成18年度介護保険制度改正に合わせ、サービス提供責任者を介護福祉士又はホームヘルパー1級とし、その経過措置を3年後に廃止する計画をしています。さらに、ホームヘルプ活動従事者の資格条件については、資質向上を図るため、ホームヘルパー2級の研修を強化する一方、ホームヘルパー3級については介護報酬の減算率を強化するとともに、その経過措置を3年後に廃止する計画をしています。このため、登録ヘルパー(資格ヘルパー2～3級)を多く採用している事業所にとっては、引き続き事業を実施するためには事業の運営存続に関わる課題となっています。

- ・ 現在、活動の主体である登録ヘルパーについては、新規に登録するヘルパーもほとんど無く、登録ヘルパーの高年齢化が進んでいる状況となっています。また、事業を継続する場合、登録ヘルパー2級の国が定める追加研修の実施と登録ヘルパー3級の処遇の課題があります。

#### 【目標】

- ・ 井波ホームヘルプステーションについては、民間等の訪問介護事業所の資質が向上している状況であり、また、事業所におけるサービス提供責任者資格者の安定的確保、サービス提供従事者の資格に関する課題、平成20年度に計画しているデイサービスセンターの指定管理者制度導入推進に伴う余剰職員の活用等を検討し、平成21年度から次の体制となる計画を検討します。
  - 1) 介護保険制度の訪問介護サービスについては、基本的に新規のサービス提供量の減少を図り、既利用者については民間等の事業所利用を促進します。
  - 2) その他のサービス提供については、民間等の動向を十分調査し、南砺市内でサービス提供がほとんど無い「身体・知的・精神障害者」のホームヘルプサービスを実施するなど、サービス提供の特化を図る検討をします。
  - 3) 井波ホームヘルプステーションを特別会計事業から一般会計事業とし、南砺市が順次設置する地域包括支援センターの組織に編入し、地域包括支援センターが実施する介護認定調査、高齢者実態把握等の他、管内高齢者の安否確認業務を実施します。
  - 4) 介護福祉士及びホームヘルパー1級の資格を有する職員については、五箇山ホームヘルプステーション事業のサービス提供責任者として活用します。
- ・ 五箇山ホームヘルプステーションについては、五箇山地域の新規民間参入の見込みがないことから、地域の介護サービスの充実を図るためにも、継続的な活動が必要となっています。
- ・ 運営については、現在南砺市が設置し、南砺市社会福祉協議会が運営をしていますが、南砺市が設置及び運営をする方式か、引き続き南砺市が設置し社会福祉協議会が運営する方式か、南砺市社会福祉協議会が設置及び運営する方式か、平成20年度を目標に協議検討します。

#### 【効果】

- ・ 井波及び井口地域については、民間及び法人による訪問介護事業の新規参入が図られ、競合によるサービス向上を期待することができます。
- ・ 五箇山地域については、安定した介護サービスの提供ができる効率的な運営を図ります。

【スケジュール】

年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
調査・準備 ・井 波 ・五箇山					
	—————▶				.....▶
	—————▶				.....▶
実施 ・井 波 ・五箇山					
					.....▶
					.....▶

(4) 訪問看護ステーションのあり方についての検討

【現状】

- ・ 南砺市において訪問看護ステーション事業を展開している訪問看護ステーションは2箇所（井波訪問看護ステーション、南砺広域連合訪問看護ステーションあおぞら）であり、民間及び法人等の訪問看護はありません。なお、南砺広域連合は平成18年3月末で解散することになっていることから、平成18年4月以降は、南砺市が設置運営する訪問看護ステーションは、井波訪問看護ステーション及び訪問看護ステーションあおぞらとなります。
- ・ 井波訪問看護ステーションは「看護」と「リハビリ」の2サービスを展開していますが、南砺市が広域なため、看護師による訪問看護活動は井波・福野・福野地域を中心とした活動となっています。また、理学療法士及び作業療法士による訪問リハビリ活動は、井波・福野地域の他、平・上平・利賀地域と広範囲となっていますが、福光及び城端地域の活動が少ない状況となっています。
- ・ 訪問看護ステーションあおぞらは、看護師による訪問看護活動を実施していますが、理学療法士及び作業療法士による訪問リハビリは、職員の配置がなされていないことから、実施していない状況となっています。このため福光及び城端地域の訪問リハビリ活動の展開が今後の重要な課題となっています。
- ・ 福光及び城端地域の訪問リハビリについては、老人保健施設（デイケア）のみなし事業として実施できる民間及び法人等による老人保健施設が2箇所ありますが、訪問リハビリ活動は実施していない状況となっています。

【目標】

- ・ 訪問看護については、24時間対応体制の強化と在宅ターミナルケアの対応など地域の在宅介護サービスの充実に果たす役割は重要になっています。また、訪問リハビリについても介護予防、在宅生活の支援として果たす役割は重要になっています。このことから、南砺市においても、積極的に訪問看護ステーション事業を実施します。
- ・ 平成18年4月から、南砺市の設置運営として、井波訪問看護ステーションと訪問看護ステーションあおぞらの2事業所の運営をします。なお、訪問看護ステーションあおぞらを平成18年4月から介護福祉支援センター内事業所と位置付け、編入します。
- ・ 福野地域を中心に利用が増加している訪問看護のリハビリについては、井波訪問看護ステ

ーションのリハビリ職員を平成18年度から6人体制(1人増)とした充実を計り、利用者の要望に対応します。

- ・ 訪問リハビリの利用が少ない福光及び城端地域については、今後の利用希望を把握し、リハビリ職員の新規配置等を平成18年度中に検討し、平成19年度の増員を計ります。
- ・ 訪問看護ステーションの設置数等については、地域分散的配置(2～3 箇所)、集中的配置等を平成18年度中に検討し、今後の活動のあり方を計画します。

地域分散的配置⇒南砺市の公的病院を核に配置する。

(南砺市民病院、公立南砺中央病院、南砺市立福野病院)

集中的配置⇒南砺市内の中心に位置する施設に2箇所の訪問看護ステーションを1箇所に総合し設置する。

【効果】

- ・ 地域住民に対して、安定した訪問看護・訪問リハビリサービスの提供を行い、在宅生活の支援をします。

【スケジュール】

年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
調査・準備 ※組織※						
・井波	—————→					
・あおぞら	●●●●●●●●●●	—————→				
実施						
・井波					—————→	
・あおぞら					—————→	

5. 介護福祉支援センターの定員に関する計画

(1) 在宅介護支援センター

施設区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	増減数(H21-H17)
井波	正職員	6	6	6	6	6	0
	臨時・嘱託	2	3	3	3	3	1
	計	8	9	9	9	9	1
五箇山	正職員	2	3	3	3	3	1
	臨時・嘱託	0	0	0	0	0	0
	計	2	3	3	3	3	1
計		10	12	12	12	12	2

在宅介護支援センターについては、平成18年度に南砺市設定する「地域生活圏域」ごとに平成21年度に「地域包括支援センター」を3箇所設置する計画をしている。しかし、計画であることから平成21年度も平成20年度と同様とした。

(2) デイサービスセンター

施設区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	増減数(H21-H17)	
平	正職員	6	5	5	←指定管理者制度導入→		-6
	臨時・嘱託	3	3	3			-3
	計	9	8	8	0	0	-9
上平	正職員	4	4	4	←指定管理者制度導入→		-4
	臨時・嘱託	1	1	1			-1
	計	5	5	5	0	0	-5
井口	正職員	5	4	4	←指定管理者制度導入→		-5
	臨時・嘱託	3	3	3			-3
	計	8	7	7	0	0	-8
利賀	正職員	3	3	3	←指定管理者制度導入→		-3
	臨時・嘱託	1	1	1			-1
	計	4	4	4	0	0	-4
計	26	23	23	0	0	-26	

※上記施設は、事務職員及び看護、介護職員を含む人員である。

(3) ホームヘルプステーション

施設区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	増減数(H21-H17)	
井波	正職員	2	2	1	1	1	-1
	臨時・嘱託	2	1	2	2	2	0
	登録	7	6	6	6	6	-1
	計	11	9	9	9	9	-2
五箇山	行政正職員						0
	社協正職員	2	2	2	2	2	0
	臨時・嘱託	1	1	1	1	1	0
	登録	8	8	8	8	5	-3
	計	11	11	11	11	8	-3
計	22	20	20	20	17	-5	

※五箇山ホームヘルプステーションは社会福祉協議会職員を含む。

ホームヘルプステーションについては、井波ホームヘルプステーションは介護保険制度及び障害者自立支援法の推移及び南砺市や他地域のホームヘルプステーションの実態を見極め、事業所の廃止、縮小又は五箇山との統合を検討する。また、廃止又は縮小の場合、介護保険サービスを実施している民間及び法人等の事業所へ引き継ぐものとします。

五箇山ホームヘルプステーションについては、継続的運営を図り、経過措置として期限がきれるサービス提供者資格を確保するため、介護福祉士資格を有する職員を配置します。配置する職員は介護福祉士の資格を有する南砺市職員から選考することを検討します。また、ホームヘルプ3級の登録ヘルパーについては、平成21年度以降活動ができなくなることから、減員とします。

#### (4) 訪問看護ステーション

施設区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	増減数(H21-H17)
井波	正職員(看護師)	4	4	4	4	4	0
	正職員(リハビリ)	5	6	6	6	6	1
	正職員(事務)	1	1	1	1	1	0
	臨時・嘱託(看護)	2	3	3	3	3	1
	臨時・嘱託(事務)	1	1	1	1	1	0
	計	13	15	15	15	15	2
あおぞら	正職員(看護師)	1	1	1	1	1	0
	正職員(リハビリ)	0	0	2	2	2	2
	臨時・嘱託(看護)	3	3	3	3	3	0
	計	4	4	6	6	6	2
計		17	19	21	21	21	4

訪問看護ステーションについては、南砺市における活動拠点及び活動方針等に関し検討する必要がありますが、定員を検討するにあたり、現在の2箇所の事業所が今後とも活動するものとして検討します。

井波訪問看護ステーションについては、利用者の増加に対応するため、次のとおり職員の増員を計画します。

- ・リハビリ職員 平成18年度(正職員1人増)
- ・看護職員 平成18年度(臨時職員1人増)

訪問看護ステーションあおぞらについては、利用者の増加、特に地域に不足していたリハビリ職員の増加を図り、次のとおり職員の増員を計画します。

- ・リハビリ職員 平成19年度(正職員2人増)

#### ※介護福祉支援センターの人員計画

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	増減数(H21-H17)
正職員(在介)	8	9	9	9	9	1
正職員(デイ)	18	16	16	0	0	-18
正職員(訪問看護)	11	12	14	14	14	3
正職員(ヘルプ)	2	2	1	1	1	-1
臨嘱託(在介)	2	3	3	3	3	1
臨嘱託(デイ)	8	8	8	0	0	-8
臨嘱託(訪問看護)	6	7	7	7	7	1
臨嘱託(ヘルプ)	2	1	2	2	2	0
登録(ヘルプ)	7	6	6	6	6	-1
計	64	64	66	42	42	-22

ただし、五箇山ホームヘルプステーションは除く

※職員配置計画の見直しに伴う効果額

		効果額(計画額) 単位100万円					合 計	内 容
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
人 件 費 削 減	職員削減	4.8	22.1	18.6	18.6	18.6	82.7	効果は後年度に影響
	平成17年度	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	24.0	効果は後年度に影響
	平成18年度		17.3	17.3	17.3	17.3	69.2	効果は後年度に影響
	平成19年度			-3.5	-3.5	-3.5	-10.5	効果は後年度に影響
	平成20年度				0	0	0.0	
	平成21年度					0	0.0	
	うち退職者不備 弁	2.3	2.3	8.8	8.8	8.8	31.0	効果は後年度に影響
	平成17年度	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	11.5	効果は後年度に影響
	平成18年度						0.0	
	平成19年度			6.5	6.5	6.5	19.5	効果は後年度に影響
	平成20年度						0.0	
	平成21年度						0.0	
	うち嘱託職員 等の活用を除 いた分	0	0	0	0	0	0	効果は後年度に影響
	給与等削減	0	0	0	0	0	0	
組織の統廃合	0	0	0	0	0	0		
民間的経営手法の導入 による事務事業費削減	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0		
計	4.8	22.1	18.6	18.6	18.6	82.7		

## 6. 介護福祉支援センターの中期財政収支計画

### (1) 在宅介護支援センター

#### ① 収益的収支及び資本的収支

単位/千円

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収益的収支	利用料等	37,292	36,305	38,500	39,500	40,000
	繰越金	6,500	7,207	3,905	1,905	1,405
	他会計補助金等	14,371	19,793	20,000	21,000	21,000
	(うち基準内繰出)	10,927	13,121	13,000	13,000	13,000
	(うち基準外繰出)	3,444	6,672	7,000	8,000	8,000
	人件費	47,125	53,500	54,500	55,000	56,000
	物件費	3,831	5,900	6,000	6,000	6,000
	経常損益	7,207	3,905	1,905	1,405	405
資本的収支	企業債	0	0	0	0	0
	他会計補助金等	0	0	0	0	0
	(うち基準内繰出)	0	0	0	0	0
	(うち基準外繰出)	0	0	0	0	0
	他会計借入金等	0	0	0	0	0
	国補助金	0	0	0	0	0
	県補助金	0	0	0	0	0
	建設改良費	0	0	0	0	0
企業債償還金等	0	0	0	0	0	

※平成17年度は、決算見込み額

#### ② 企業債残高

単位 千円

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総額	0	0	0	0	0
(うち公的資金)	0	0	0	0	0

#### ③ 中期指標

単位/千円

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経常収支比率	107.4%	95.3%	91.6%	89.2%	87.8%
不良債務比率	—	—	—	—	—
累積欠損金比率	—	—	—	—	—
繰入金比率	6.29%	11.78%	12.63%	14.70%	14.70%
職員数	10	12	12	12	12
職員一人当り営業収益	4,822	4,119	4,292	4,375	4,417

※経常収支比率は、経常:経費充当一般財源に「他会計繰出金等(基準外)」を含まない。

※一人当りの営業収益は、「利用料等」「他会計繰出金等(基準内)」の合計を職員数で除した額である。

※「他会計繰出金等(基準内)」は、事業実施に伴う委託料に相当する内容である。

(2) デイサービスセンター

① 収益的収支及び資本的収支

単位/千円

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収益的収支	利用料等	83,055	82,400	85,000		
	繰越金	5,902	7,120	3,677		
	他会計補助金等	76,206	79,157	79,500		
	(うち基準内繰出)	1,620	2,468	2,500		
	(うち基準外繰出)	74,586	76,689	77,000		
	人件費	95,538	96,500	99,000		
	物件費	62,505	68,500	69,000		
	経常損益	7,120	3,677	177		
資本的収支	企業債	0	0	0		
	他会計補助金等	65,081	10,777	17,296		
	(うち基準内繰出)	65,081	10,777	17,296		
	(うち基準外繰出)	0	0	0		
	他会計借入金等	0	0	0		
	国補助金	0	0	0		
	県補助金	0	0	0		
	建設改良費	0	0	0		
企業債償還金等	65,081	10,777	17,296			

※平成17年度は、決算見込み額

※平成20年度以降は、指定管理者制度の導入とし、委託経費は一般会計として見込む

② 企業債残高 (年度末残高)

単位 千円

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総額	235,298	226,773	212,971	195,475	177,762
(うち公的資金)	(235,298)	(226,773)	(212,971)	(195,475)	(177,762)

※平成20年度以降は、指定管理者制度の導入により、一般会計で償還する。

③ 中期指標

単位/千円

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経常収支比率	57.3%	55.8%	54.3%		
不良債務比率	—	—	—		
累積欠損金比率	—	—	—		
繰入金比率	82.35%	83.37%	84.45%		
職員数	25	23	23		
職員一人当り営業収益	3,387	3,690	3,804		

※経常収支比率は、経常:経費充当一般財源に「他会計繰出金等(基準外)」を含まない。

※一人当りの営業収益は、「利用料等」「他会計繰出金等(基準内)」の合計を職員数で除した額である。

※「他会計繰出金等(基準内)」は、事業実施に伴う委託料に相当する内容である。

(3) ホームヘルプステーション

① 収益的収支及び資本的収支

単位/千円

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収益的収支	利用料等	31,459	29,510	24,000	19,000	7,500
	繰越金	6,055	6,698	5,237	5,637	1,037
	他会計補助金等	8,650	8,729	8,400	8,400	8,000
	(うち基準内繰出)	400	417	400	400	0
	(うち基準外繰出)	8,250	8,312	8,000	8,000	8,000
	人件費	21,790	20,600	13,500	14,000	0
	物件費	17,676	19,100	18,500	18,000	16,000
	経常損益	6,698	5,237	5,637	1,037	537
資本的収支	企業債	0	0	0	0	
	他会計補助金等	0	0	0	0	
	(うち基準内繰出)	0	0	0	0	
	(うち基準外繰出)	0	0	0	0	
	他会計借入金等	0	0	0	0	
	国補助金	0	0	0	0	
	県補助金	0	0	0	0	
	建設改良費	0	0	0	0	
企業債償還金等	0	0	0	0		

※平成17年度は、決算見込み額

※平成19年度は、職員退職1名を見込む

※平成21年度以降は、地域包括支援センター内事業に組み入れ、一般会計として見込む

② 企業債残高

単位 千円

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総額	0	0	0	0	0
(うち公的資金)	0	0	0	0	0

③ 中期指標

単位/千円

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経常収支比率	96.1%	92.3%	92.6%	78.2%	53.4%
不良債務比率	—	—	—	—	—
累積欠損金比率	—	—	—	—	—
繰入金比率	21.76%	22.69%	26.99%	31.95%	93.71%
職員数	22	21	20	20	17
職員一人当り営業収益	1,448	1,425	1,220	970	441

※経常収支比率は、経常:経費充当一般財源に「他会計繰出金等(基準外)」を含まない。

※一人当りの営業収益は、「利用料等」「他会計繰出金等(基準内)」の合計を職員数で除した額である。

※「他会計繰出金等(基準内)」は、事業実施に伴う委託料に相当する内容である。

(4) 訪問看護ステーション

① 収益的収支及び資本的収支

単位/千円

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収益的収支	利用料等	93,200	100,160	125,000	125,000	125,000
	繰越金	13,305	38,070	30,000	32,500	26,000
	他会計補助金等	0	0	0	0	0
	(うち基準内繰出)	0	0	0	0	0
	(うち基準外繰出)	0	0	0	0	0
	人件費	72,474	96,191	110,000	115,000	120,000
	物件費	6,400	12,039	12,500	13,000	13,500
	経常損益	27,631	30,000	32,500	26,000	17,500
資本的収支	企業債	0	0	0	0	0
	他会計補助金等	525	525	525	525	1,290
	(うち基準内繰出)	525	525	525	525	1,290
	(うち基準外繰出)	0	0	0	0	0
	他会計借入金等	0	0	0	0	0
	国補助金	0	0	0	0	0
	県補助金	0	0	0	0	0
	建設改良費	0	0	0	0	0
企業債償還金等	525	525	525	525	1,290	

※平成17年度は、決算見込み額で、訪問看護ステーションあおぞらは含まない

※平成18年度以降は、広域連合の解散に伴い、訪問看護ステーション1箇所増の経費を見込む

② 企業債残高 (年度末残高)

単位 千円

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総額	25,000	25,000	25,000	25,000	24,230
(うち公的資金)	(25,000)	(25,000)	(25,000)	(25,000)	(24,230)

③ 中期指標

単位/千円

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経常収支比率	135.0%	127.7%	126.5%	123.0%	113.1%
不良債務比率	—	—	—	—	—
累積欠損金比率	—	—	—	—	—
繰入金比率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
職員数	13	19	21	21	21
職員一人当り営業収益	7,169	5,272	5,952	5,952	5,952

※経常収支比率は、経常:経費充当一般財源に「他会計繰出金等(基準外)」を含まない。

※一人当りの営業収益は、「利用料等」「他会計繰出金等(基準内)」の合計を職員数で除した額である。

※「他会計繰出金等(基準内)」は、事業実施に伴う委託料に相当する内容である。